

受動喫煙対策が強化されます

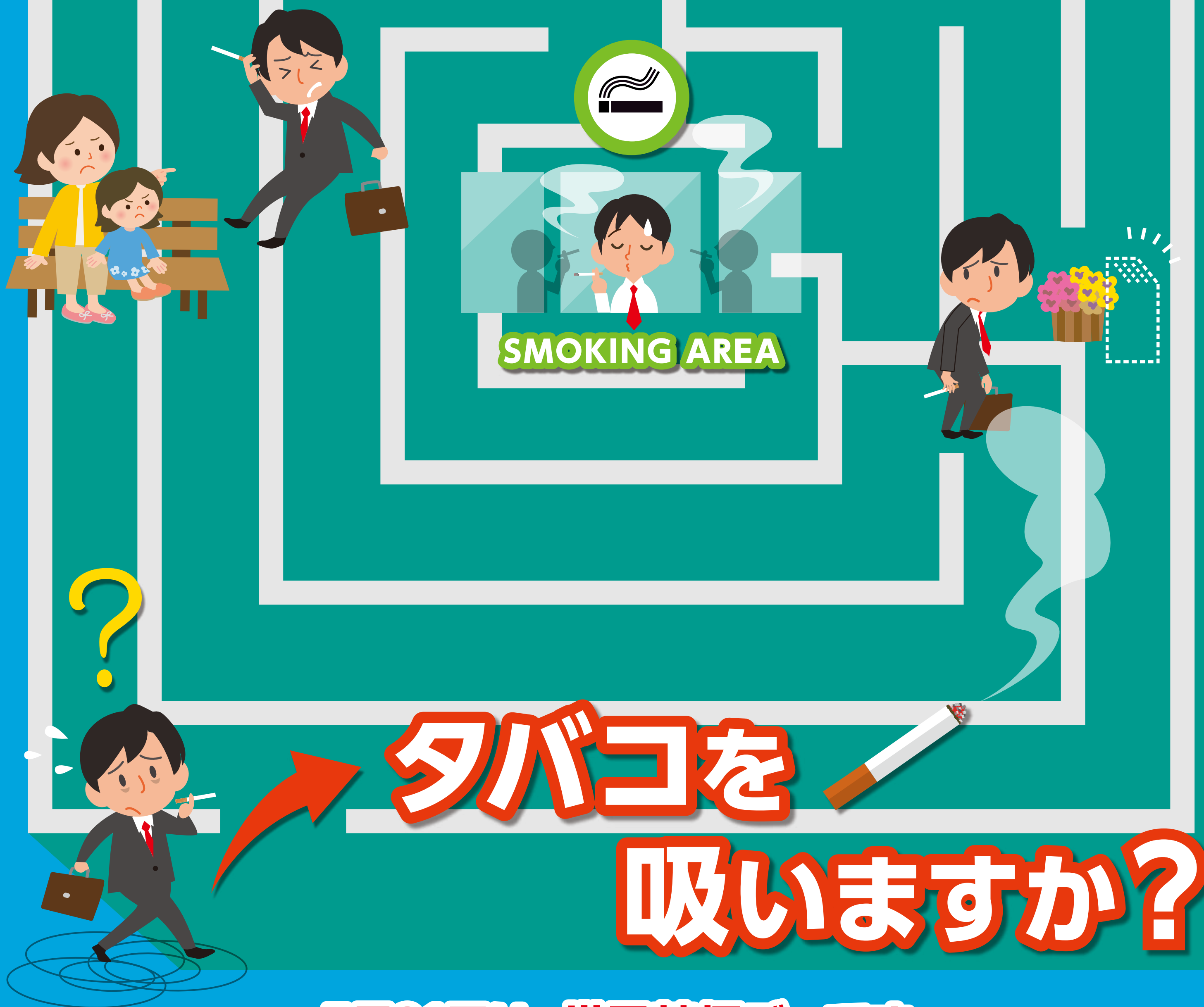
健康増進法の一部を改正する法律が成立し、
2020年4月1日の全面施行に向け、受動喫煙対策が強化されます。

- 原則として建物内禁煙や敷地内禁煙となります。
- 喫煙には、一定の基準に沿った喫煙室の設定が必要です。

喫煙所は
アッチ!



こんなに 苦勞してまで、



5月31日は、世界禁煙デーです
東京都電機健康保険組合